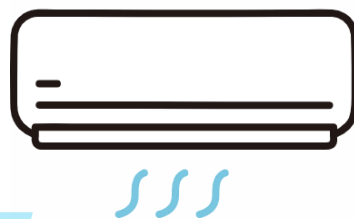


＼低所得世帯・被保護世帯向け／
(生活保護世帯)

エアコン設置



緊急支援事業

- ・家にエアコンが1台もない
- ・故障等で1台も冷房機能が稼働しない



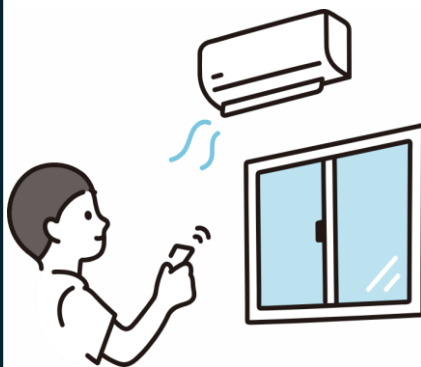
対象世帯に向けて、エアコンの購入などに対する経費を助成します。

助成上限額 ※税込

10万円

※上限額を超えた場合は購入者の自己負担となります。

※被保護世帯(生活保護世帯)の方は、本体購入費に上限があります。
(上限額:78,000円)



申請期間

10月30日(金)まで
△購入前に申請が必要

- ☑訪問調査あり
- ☑代理受領制度あり

代理受領とは？

・エアコン購入・設置費用を、市がお店に直接支払う制度です。
・助成上限額の範囲内であれば、自己負担なくエアコンの購入が可能です。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

対象世帯

- ①住民税非課税世帯
 - ②住民税均等割のみ課税世帯
 - ③児童扶養手当受給世帯
 - ④被保護世帯(生活保護世帯)
- ※冷房器具購入費の支給対象世帯を除く

対象経費

本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費、リサイクル費ほか

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ先

※申請方法等、詳細は市ホームページをご覧ください。

●西東京市 地域共生課 相談窓口係
☎042-420-2808

※被保護世帯(生活保護世帯)の方は担当ケースワーカーへ

＼市ホームページはこちら／



申請～エアコン購入～助成金受取の流れ

申請前にご確認ください

★賃貸住宅にエアコンを設置する場合：

事前に貸主等へエアコンの設置について了承を得てください。

★故障を理由に申し込む場合：

故障以外に冷房が効かない原因がないかご確認ください。

☑フィルター掃除はしたか ☑リモコンの電池は切れていないか など



申請書提出

- ・窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法により、申請してください。
- ・申請に必要なもの：低所得世帯等エアコン購入費助成金交付申請書（窓口配布または市ホームページからダウンロードが可能です。）
※市で税情報等が確認できない場合、追加で書類を提出いただくことがあります。
※被保護世帯（生活保護世帯）の方は、まず担当ケースワーカーにご相談ください。

郵送先
〒188-8666
西東京市南町5-6-13
地域共生課 相談窓口係 行

訪問調査の実施

- ・調査担当者（市職員）がご自宅を訪問し、エアコンの設置状況等について確認します。

審査・ 交付決定

- ・訪問調査等の結果、助成対象となることが確認できましたら、市から「低所得世帯等エアコン購入費助成金交付決定通知書」を郵送します。
- ・その際、助成金請求に必要な書類も併せて同封します。

エアコン 購入・設置

- ・店舗・事業者からエアコンを購入してください。
- ・領収書は、必ずエアコン本体と設置工事費のそれぞれの金額が分かるものをもらってください。
- ・各種ポイント等を利用してエアコンを購入した場合は、ポイント適用後の支払い金額を購入費とみなします。

助成金請求書の 提出

- ・低所得世帯等エアコン購入費助成金請求書（交付決定時に同封）と領収書などの必要書類を、郵送または持参により提出してください。
〈請求書提出期限：令和8年11月30日（月）【必着】まで〉

助成金の 受取

- ・助成金交付額が確定したら、指定の口座へ振り込みます。
- ・請求書が届いてから振込まで2～3週間程度かかります。
※ご自身での購入が難しい場合、エアコンを販売した事業者に対し、直接振り込む代理受領払いの方法をご案内できる可能性がありますので、個別にご相談ください。



↑ 電子申請はこちら

注意事項

・ご家庭内にエアコンが1台もない、または、エアコンが故障し、1台も稼働できない状態である場合の買替えが対象です。

・交付決定前に購入したエアコンは助成対象外となります。

詳細は
市ホームページを
ご覧ください↓

